

税金よもやま話

第116回

東京地方税理士会 藤沢支部
小林 誠



所得拡大促進税制について

3月決算を迎え5月（申告期限の延長承認があれば6月）の法人税確定申告に向けて繁忙期が続いております。今回は、適用失念による税賠保険事故が消費税届出失念に次いで増加している所得拡大促進税制の取り扱いをご紹介します。

1. 制度概要

現行の所得拡大促進税制については本決算が最終事業年度になります。現行制度概要は下記の通りです。

【制度概要】

| | 大法人 | 中小企業等の特例 |
|-----------|--|---|
| 適用時期 | 令和3年3月31日までに開始する事業年度 | 令和3年3月31日までに開始する事業年度 |
| 適用要件 | ①雇用者給与等支給額が前期を上回ること ②継続雇用者給与支給額が前期比3.0%以上増加 ③国内設備投資額が減価償却費の95%以上 | ①雇用者給与等支給額が前期を上回ること ②継続雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加 |
| 税額控除 | 雇用者給与等支給額の前期比増加額の15% | |
| 税額控除上乗せ要件 | 教育訓練費が過去2年度の平均額よりも20%以上増加 | ①継続雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加 ②下記のいずれかの要件を満たす場合 ●教育訓練費が前年度より10%以上増加 ●当期末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと |
| 控除上乘率 | 5%上乗せ(15%→20%) | 10%上乗せ(15%→25%) |
| 控除上限 | 法人税額の20% | |

2. 制度詳細で重要と思われるもの

2-1. 適用時期

設立事業年度（設立の日を含む事業年度をいいます。）、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度においては、適用できません。

2-2. 雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます。

したがって、雇用調整助成金の給付がある場合には雇用者給与等支給額から控除する必要があります。

2-3. 継続雇用者給与等支給額

雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額をいいます。継続雇用者とは、次の要件のすべてを満たす国内雇用者をいいます。

- ①前期・当期の各月（全ての月）に給与等の支給を受けていること
- ②雇用保険法の一般保険者に該当すること
- ③高年齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度対象者に該当しないこと

2-4. 国内設備投資額が減価償却費の95%以上（大法人）

●国内設備投資額とは、法人が適用年度において取得等（*1）をした国内資産（*2）でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます。

（*1）取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資、現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます。

（*2）国内にある法人の事業の用に供する資産で、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物をいいます。ただし、時の経過によりその価値の減少しないもの並びに棚卸資産、有価証券及び繰延資産に該当するものを除きます。

●当期償却費総額とは、法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は適用年度の決算確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、過年度分の減価償却超過額の当期認容額を除きます。）の合計額をいいます。

3. 最後に

所得拡大促進税制については、税額控除額が年々縮小しております。しかし、継続雇用者給与等支給額の判定等は関与先の経理担当だけでなく、給与担当に資料依頼が想定され、ある程度時間的な余裕が必要となります。

決算のスケジュールリングについては双方無理のない予定を組んで頂ければと考えます。